

No.	頁	行	大項目	中項目	小項目	意見概要	件数	回答	修正
1	3	1	1. はじめに			鳥獣保護管理を支える人材として、狩猟者に頼らない専門的な捕獲従事者の必要性、専門的な捕獲従事者として認定事業者の活用について記載すべきである。	1	原案では「認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用も含め、個体群管理・生息環境管理・被害防除対策といった鳥獣の管理を総合的に担うことができる人材・団体の育成・支援が必要である。」と記載しているところです。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
2	3	17	1. はじめに			鳥獣の管理を含めた積極的な対策は1999年の法改正によって創設された特定鳥獣保護管理計画制度によって新たな施策体系としての基礎が作られたものであり、2014年の改正によって施策体系が転換されたわけではない。この間に作られた多くの特定計画は、現在の制度でいう第二種特定計画であった。したがって重大な転換点は1999年の法改正であり、2014年の改正はコントロール強化のための「制度的補充または拡充」と位置付けることが妥当である。そのため「危険の防止や・・・保護に重点を置いた施策からの大きな転換点」ではないので、削除するか、上記を内容とする文章に変更すべきである。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「これは、1999（平成11）年の鳥獣保護法改正により創設された特定鳥獣保護管理計画制度を充実させ、直面する管理の課題に対する対応の強化を図ったものである。」	○
3	3	18	1. はじめに			「従来禁止されてきた住居集合地域等における麻酔銃猟について都道府県知事の許可により実施することが可能～」の文章に「原則としてニホンザルを対象」と追記する。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「従来禁止されてきた住居集合地域等における麻酔銃猟について、原則としてニホンザルを対象として都道府県知事の許可により実施することが可能とされたほか」	○
4	3	21	1. はじめに			「特定鳥獣保護管理計画を第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理し、」を「特定鳥獣保護管理計画を都道府県知事が定める第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理し、環境大臣が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画を新設した。」に修正する。	2	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「特定鳥獣保護管理計画を都道府県知事が定める第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理し、環境大臣が定める希少鳥獣保護計画制度及び特定希少鳥獣管理計画制度が創設された。」	○
6	3	34	1. はじめに			「ニホンジカ及びイノシシの捕獲数」を「ニホンジカとイノシシの合計捕獲数」に改める。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ニホンジカ及びイノシシの捕獲数の合計は」	○
7	3	38	1. はじめに			「～一定の成果が現れてきていると考えられる。」を「～一定の成果が現れてきていると考えられる。しかし、ニホンジカについては、現状程度の捕獲規模を継続したとしても、2023年の半減目標の達成は非常に困難な状況である。」と追記する。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、半減目標の達成に向けてはさらなる取組が必要であるが、両種の個体数についても、2014（平成26年）度をピークとして減少傾向が続いていると推定されているなど、一定の成果が現れてきていると考えられる。」	○
8	4	3	1. はじめに			当該部分で伝えるべきは、「順応的管理の実態を伴わないケースが多く、改善が必要」ということである。それが伝わるよう文章を加筆・改定し、キーワードとして「順応的管理」を入れ、その本質に関する説明を加えるべきである。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「一方で、鳥獣管理においては、不確実性を前提として、モニタリングを行い、目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ次期計画を見直す順応的管理が基本となるが、都道府県によっては、第二種特定鳥獣管理計画を策定していても、適切な目標設定がなされていない場合や、目標は設定されていても順応的管理が実態を伴っていない場合があるなど、計画の実施に当たっての課題も浮き彫りとなっている。」	○
9	4	9	1. はじめに			「十分な捕獲技術を有した人材が不足」→「遵法の意識および科学的思考、十分な捕獲技術を有した人材が不足」	1	出没時の対応については、3.（5）②に記載されており、原案のとおりとします。	
10	4	28	1. はじめに			市街地や住居がある地域においてクマが出没した際に、猟友会、警察等の対応をする組織以外の人間が、いたずらにクマを追いかける、車両でクマを追走するといった行為をさせないようにする必要がある。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
11	4	31	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(1) 鳥獣の生息状況		「700種以上の哺乳類及び鳥獣が生息している。」を「700種以上の鳥獣が生息している。」に修正する。	1	ご意見のとおり修正します。	○
12	4	34	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(1) 鳥獣の生息状況		「特定鳥獣保護管理計画を第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理し、」を「特定鳥獣保護管理計画を都道府県知事が定める第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理し、環境大臣が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画を新設した。」に修正	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「鳥獣保護管理法に基づく希少鳥獣としての捕獲規制及び鳥獣保護区による生息地保全に加え」 なお、鳥獣保護区内であってもニホンジカ及びイノシシの管理のための許可捕獲は可能であり、ご意見は個別の課題であると考えられ、保護区設置の理由とならないことから、原案のとおりとします。	○
13	4	36	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(1) 鳥獣の生息状況		ニホンジカとイノシシのみについての記述となっているが、他種の分布変化についても触れるべきである。	2	当該箇所は指定管理鳥獣に関する生息状況の動向を示しているものであり、原案のとおりとします。	
15	5	15	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(2) 鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響		「鳥獣による被害の現状」を「鳥獣による農林水産業等への影響」または「鳥獣によって生じている農林水産業、地域社会および自然環境への影響」に改める。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響」	○

No.	頁	行	大項目	中項目	小項目	意見概要	件数	回答	修正
16	5	16	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(2) 鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響		この(2)の項に、「(3)鳥獣の保護及び管理を取り巻く社会状況の変化」の感染症に関する記述(18-27行目)の主要部分を移動させる。	1	野生鳥獣に関する感染症の問題は、鳥獣による直接的な影響のみならず社会の関心の変化等も含めて記載することが適当であると考えことから、原案のとおりとします。	
17	5	30	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(2) 鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響		報道機関に対して適切な取材や報道を求め一文を加えて欲しい。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
18	5	31	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(2) 鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響		この段の文章をもう少し簡潔にし、「生態系の劣化、生物多様性の減少をもたらしている」ことを明確に述べる文章に改める。	1	ご意見を踏まえ、以下の文章を削除します。 「例えば、1978(昭和53)年度と2003(平成15)年度の調査で連続してニホンジカの出現記録のある地域では、植生への影響が特に大きい傾向があること、ニホンジカの分布が確認されて極めて短期間のうちに、植生への影響が激しくなることも示されている。さらに、ニホンジカが分布を拡大(回復)した地域では、採食耐性の低い希少植物等への影響も確認されている。国立公園においても、全34公園のうち24公園で生態系への影響が確認されており、高山帯のお花畑が消失したり、森林内の下草が消失したりしている。」	○
19	6	6	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(2) 鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響		鳥獣の行動については理由のないものは一切ないこと等から人間が一時的に被害を受けているような書き方はいかがなものだろうか。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
20	6	8	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(2) 鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響		鳥獣と列車や自動車との衝突事故は現代文明の下被害を被っているのは鳥獣の方だという認識で鉄道会社の対策を進めるよう指導したり一般の人に対する注意喚起を徹底していただきたい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
21	6	14	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(3) 鳥獣の保護及び管理を取り巻く社会状況の変化		この項の感染症に関する記述は前の(2)項に移動し、28-32行目までの記述内容をもっと充実させる。  ここでの感染症に関する記述内容は、「管理を取り巻く社会状況の変化」に関するのではなく、感染症問題が新たな課題となっているという内容である。したがってこの内容は前項(2)に移動させるべきである。この項で触れるなら、25-27行目の記述内容を、「社会状況」の問題として少し記述すればよい。その際、「ワン・ヘルス」という言葉は今の段階では使うべきではない。この言葉は世界的流行となっているが、「生物多様性の保全」ほどその内容と実態が明確ではなく、人によって描いているイメージが全く異なり、都合の良い使われ方を恐れるがある。特に生態系に関しては、様々な病原体が存在して活動することが自然の在り方なので、「生態系の健康」とは何を具体的に目指すのか不明確であり、これに関する論議も十分に進んでいない。  また、人口減少と高齢化に現れた社会の変化は、鳥獣と人との関係、保護管理上の課題、保護管理の担い手など、様々な側面にかかわっている。しかし、このことに関する分析と記述、取り組みの方向性や課題についての記述が不十分であり、さらに充実させた記載が必要がある。原案のままでは、(3)項は内容の薄いものになってしまう。	1	野生鳥獣に関する感染症の問題は、鳥獣による直接的な影響のみならず社会の関心の変化等も含めて記載することが適当であると考えことから、原案のとおりとします。  また、ご意見を踏まえP.6L28-32について、以下のとおり修正します。 「さらに、人口減少及び高齢化等による中山間地域での人間活動の衰退など、様々な社会環境の変化等を背景として、人と自然との関わり方が変化している。その結果、近年、クマ類やイノシシ等の市街地出没が増えてきているなど、人と鳥獣との軋轢が以前にも増して大きくなっている。加えて、この軋轢を解消していくための課題に対応する人材も不足している。」	○
22	6	18	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(3) 鳥獣の保護及び管理を取り巻く社会状況の変化		豚熱の発生原因として挙げられているのが海外からの肉製品の持ち込みである。国境を超えた過度な人の往来に伴う人間の違反行為こそ厳しく取り締まられなければならない。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
23	7	10	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	① 鳥獣の管理の強化	「可能な限り、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、」を「可能な限り時間スケールを踏まえ、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、」に修正する。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「今後は、第二種特定鳥獣管理計画の目的を達成するため、可能な限り、数値等による評価が可能な目標を設定するとともに、中長期的な管理の目標に加えて、年度ごとの施策目標等を設定する必要がある。」	○
24	7	14	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	① 鳥獣の管理の強化	「これまであまり捕獲が行われてこなかった県境部等における広域捕獲を進める必要がある。」の「広域」を削除する。	1	県境等で都道府県が連携して捕獲を進めていくことが必要であると考えられることから、以下のとおり修正します。 「これまであまり捕獲が行われてこなかった県境部等における広域的な捕獲を進める必要がある。」	○
25	7	23	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	② 鳥獣の保護の推進	希少鳥獣のうち、房総半島のニホンザル地域個体群のように、外来種との交雑により地域絶滅が危惧され、保全が喫緊の課題である鳥獣についても、現状と保全策の必要性について加筆していただきたい。	1	いただいたご意見は個別の種の指定に関するご意見であり、回答致しかねます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
26	7	23	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	② 鳥獣の保護の推進	第二種特定鳥獣管理計画ばかりが強調されており、第一種特定鳥獣保護計画について一切触れられていません。絶滅が危惧される地域個体群については、第一種計画策定の必要性についても言及していただきたい。	1	ご意見を踏まえ、P.7L28以下を追記します。 「なお、希少鳥獣以外の鳥獣については、都道府県の区域内において生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣がある場合は、第一種特定鳥獣保護計画の策定の必要性について検討が必要である」	○

No.	頁	行	大項目	中項目	小項目	意見概要	件数	回答	修正
27	7	23	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	② 鳥獣の保護の推進	アカゲザルとの交雑問題によって、絶滅が危惧される個体群に指定された房総半島ニホンザル個体群の保全が必要である。アカゲザルおよび交雑個体の捕獲、除去ばかりではなく、保全すべきニホンザルの生息状況のモニタリングが充実されるよう国が後押しすることを要望する。	1	いただいたご意見は個別の種の指定に関するご意見であり、回答致しかねます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
28	7	35	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	② 鳥獣の保護の推進	鳥類の鉛中毒について科学的知見の蓄積が必要とある。鉛弾による影響が無いとは言えない状況ならば、予防原則の観点からは影響が無いことが確認されるまでは鉛弾を規制する必要があるのではないかと。	1	鳥類における鉛中毒の防止に向けた対策を進めるに当たり、鉛製銃弾の使用と本州以南における鳥類の鉛中毒の発生実態に関する科学的知見が十分でないことから記載しているものであり、原案のとおりとします。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
29	7	37	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	② 鳥獣の保護の推進	「さらには外来鳥獣の放鳥獣について」とあるが、どのような状況での放鳥獣が具体的に示した方が良い。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「さらには狩猟対象となっている外来鳥獣の放鳥獣について」	○
30	8	1	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	③ 人材育成	狩猟免許所持者とは別に鳥獣保護管理のための人材を確保すべき	1	平成26年の法律改正により「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を創設し、鳥獣保護管理の担い手の確保及び育成に取り組んでいるところですが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
31	8	1	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	③ 人材育成	狩猟免許所持者については、「技術」だけでなく「保護管理に関する基礎知識」の向上も加える。また「専門的な知見を有する職員」については「確保・育成」だけでなく「継続的な配置」の必要性を加え、もう少し丁寧な記述が必要である。さらに、「専門的な知見」についても、具体的にどのような知見が必要であるかを示すべきである。下記の理由を考慮して修正をすべきである。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P. 8L7「免許所持者の確保とともに知識及び技術の向上を図る仕組みづくり」 P. 8L10「都道府県・市町村において専門的な知見を有する職員を確保・育成し、継続的に配置するとともに、捕獲等を担う人材との連携を強化する必要がある」  なお、「専門的な知見を有する人材」に求められる具体的な役割等については、基本指針に記載しています。	○
32	8	4	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	③ 人材育成	狩猟者登録を行っていない者が捕獲活動を行わず、高齢の熟練狩猟者のみによって支えられているとは言い難い	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
33	8	8	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	③ 人材育成	捕獲従事者の負担軽減は望ましい。捕獲従事者はハンター保険の準備、実包や罠部品の購入、事前の下見、捕獲作業、捕獲報告写真の撮影、捕獲個体の運搬・埋設等の処分、報告写真の印刷、耳や尻尾の提出などから十まで自治体から丸投げされている現状では、鳥獣被害対策に熱意のある若手であっても容易に従事者になるというのは難しいと思われる。とくに各市町村の有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業に参加することで得られる優遇措置はどれも趣味の狩猟を楽しむことが目的において都合が良い内容であり、鳥獣被害対策に取り組む人材にとって負担軽減となる優遇措置や自治体に取り組むべき負担軽減の指針などの検討をお願いしたい。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
34	8	8	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	③ 人材育成	捕獲技術の向上を図る仕組みづくり → 遵法の意識、科学的思考および捕獲技術の向上を図る仕組みづくり	1	法令が遵守されることは当然であると考えます。鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲等は科学的に行われていることから、原案のとおりとします。	
35	8	10	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	③ 人材育成	「専門的な知見を有する職員」について、科学的な視点を持ち施策立案ができる人材、大型獣の市街地出没時における対応方針の判断ができる人材など、具体的な記載を追加すべきです。	1	「専門的な知見を有する人材」に求められる具体的な役割等については、基本指針に記載しているため、原案のとおりとします。	
36	8	29	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	⑤ 外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進	アライグマの殺処分については私は反対です。	1	アライグマは外来生物法に基づく特定外来生物として、取扱の規制や防除等が行われています。	
37	8	36	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	⑤ 外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等	出没時の円滑な対応のための関係者間の連絡体制構築に関する記述の部分に、あらかじめ都道府県警との間で警察官職務執行法第4条第1項の適用を視野に入れた調整を行うことについて、明記しておくことが必要である。この記述は、14ページ19行目に続ける形でもよい。	1	ご意見の趣旨は原案の「行政機関が中心となって、あらかじめ出没時の対応方針を定めておき、人員の配置や連絡体制を整備すること」に含まれるものと考えます。なお、出没対応にかかる具体的な体制整備や調整等についてはクマ類の出没対応マニュアル等で示しています。	
38	8	36	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	⑤ 外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等	この部分には、市街地出没問題の根本療法（原因療法）には分布管理が必要であることを書き加え、根本的な改善の方向性も示すべきである。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「近年増加している大型獣類の市街地等への出没に関しては、人と鳥獣のすみ分けを進めるとともに、状況に応じた追い払いや捕獲等の対応が必要となる。そのため、これらの獣類を市街地等へ出没させないための環境管理、周辺住民への情報提供を含む監視体制の強化が求められる。」	○

No.	頁	行	大項目	中項目	小項目	意見概要	件数	回答	修正
39	8	36	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	(5) 外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等	市街地出没対応については、より内容を充実させ外来種対策とは別の項を設けて記載すべきです。特に、市街地出没時の円滑な対応のための関係者間の連絡体制構築に関する記述の部分には、あらかじめ都道府県警との間で警察官職務執行法第4条第1項の適用を視野に入れた調整を行っておくことについて明記しておくことが必要です。この記述は、14ページ19行目に続ける形でも良いと考えます。	1	ご意見の趣旨は原案の「行政機関が中心となって、あらかじめ出没時の対応方針を定めておき、人員の配置や連絡体制を整備すること」に含まれるものと考えます。なお、出没対応にかかる具体的な体制整備や調整等についてはクマ類の出没対応マニュアル等で示しています。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
40	8	37	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	(5) 外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等	「監視体制の強化」を「早期の情報収集や追い払い等の実施」に言い換える。	2	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「近年増加している大型獣類の市街地等への出没に関しては、人と鳥獣のすみ分けを進めるとともに、状況に応じた追い払いや捕獲等の対応が必要となる。そのため、これらの獣類を市街地等へ出没させないための環境管理、周辺住民への情報提供を含む監視体制の強化が求められる。」	○
42	8	38	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	(5) 外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等	「…情報提供が求められている。特に、出没時…連絡体制を整備することが重要であり、鳥獣を市街地等へ出没させない…増してきている。」を「…情報提供が求められており、鳥獣を市街地等へ出没させないための環境管理技術や人材の育成も重要性が増してきている。特に、出没時には…人材の配置や連絡体制を整備することが重要である。」に修正	1	ご意見の趣旨は既に原案に含まれていると考えられることから、原文のとおりとします。	
43	9	1	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	(5) 外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等	出没時の対応として、「さらに、行政機関は、円滑な出没対応の妨げや人身事故を引き起こすおそれのある行為（過剰な追跡や接近、撮影等）の危険性について報道機関、市民に伝え、安全を確保するように促すことも必要となる。」を追記してください。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
44	9	11	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	(1) 第二種特定鳥獣管理計画	ニホンザルについては特定計画の策定率がまだ低く、策定を推進する必要があることを述べていただきたい。また、特定計画を策定する際に参考となる情報を整備することについて賛同します。	1	都道府県は必要があると認めるときは特定計画を作成できることとされており、作成の判断は都道府県が行うものであることから、原案のとおりとします。	
45	9	11	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	(2) 指定管理鳥獣	ニホンザルの管理手法はある程度確立されています。よって、捕獲による管理の強化を強調するのではなく、特定計画作成のためのガイドラインに示された方法に沿って、「今後講ずべき措置」を書き改めていただきたい。	1	管理には、個体群管理、被害防止対策、生息環境管理が含まれ、その考え方はガイドラインにも記載しているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
46	9	20	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	(1) 第二種特定鳥獣管理計画	「ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウなど、」を「ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウなど、」に修正する。また、「生息数推定の困難な種については、都道府県に対し、その推定調査に係る技術的・資金的支援が求められる。」を追記する。	2	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウなど、」 その他のご意見につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。	○
48	9	36	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	(2) 指定管理鳥獣	ニホンザルについては単に捕獲を強化するだけでは被害の拡大をまねいたり、個体群に影響を及ぼしたりするおそれがあることから、ニホンザルを指定管理鳥獣に指定することの検討は、より慎重に議論すべきです。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
49	9	36	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	(2) 指定管理鳥獣	ニホンザルとカワウに関しては、特定計画策定のためのガイドラインに示された方法の徹底が基本である、という立場に立った記載に改める。	1	基本指針の特定計画ひ作成に関する事項において「国が技術ガイドラインを作成している鳥獣については、当該ガイドラインに示されている考え方を参考にすると記載されており、原案のとおりとします。	
50	10	2	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	(2) 指定管理鳥獣	「技術的支援」だけでなく、行政界を超えた広域連携における共有すべき事項、協働の在り方など「仕組みづくり」に関する指針やルールを示すことが必要である。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	

No.	頁	行	大項目	中項目	小項目	意見概要	件数	回答	修正
51	10	20	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	③ 指定管理鳥獣捕獲等事業	各所に見られる長くて複数のテーマが盛り込まれた読みにくい文章を、できるだけ簡潔で分かりやすい文章に改める（例えば10ページ14-20行目、同32-39行目など）。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 P. 10L14-20「指定管理鳥獣捕獲等事業については、他事業等との役割分担・すみ分けや連携を図りながら、高標高地等の捕獲困難地や鳥獣保護区など、登録狩猟及び有害鳥獣捕獲が実施されていない場所を中心に捕獲が実施されるなどしてきている。引き続き、第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に向け、より効率的に捕獲等を進めるため、ICT技術の導入及び普及や生息状況の調査結果等に基づく最新の知見を提供等していくことにより、都道府県等の取組を促していくことも重要である。」 P. 10L32-39「一方で、鳥獣の管理の担い手は依然として不足しており、認定鳥獣捕獲等事業者が存在しない都道府県もあるなど、地域的な偏りがある。このことに加え、認定鳥獣捕獲等事業者の質の評価と継続的な技術の向上を図るとともに、高標高地等の捕獲困難地での捕獲技術の向上と担い手の確保・育成を図る必要も生じている。認定鳥獣捕獲等事業者は全国で活躍可能な鳥獣捕獲等事業者の担い手として期待されるが、認定した都道府県以外の都道府県においては、認定鳥獣捕獲等事業者の実績や能力に関する情報を十分に把握できないといった課題も生じている。」	○
52	10	26	3. 講ずべき措置	(1) 鳥獣の管理の強化	④ 認定鳥獣捕獲等事業者	有害鳥獣捕獲について、趣味で狩猟を行なう人々にとって過度な負担とならないよう、認定事業者の技術向上支援等と併せてビジネスとしての捕獲がより一層拡大していく体制の構築を期待する。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
53	11	5	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	① 希少鳥獣	環境省の絶滅のおそれのある地域個体群（LP）に指定されている鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画が策定できるように支援が必要である。	1	ご意見を踏まえ、P. 7L28を以下のとおり修正します。 「なお、希少鳥獣以外の鳥獣については、都道府県の区域内において生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣がある場合は、第一種特定鳥獣保護計画の策定の必要性について検討が必要である」	○
54	11	7	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	① 希少鳥獣	「環境省レッドリストにおいて…現在135種が希少鳥獣として指定されている。」を7ページ24行目に移し、「環境省レッドリストにおいて…現在135種が希少鳥獣として指定されている。特定希少鳥獣管理計画が1計画策定されているが、希少鳥獣保護計画は未策定である。」に修正する。	3	当該箇所は希少鳥獣の現況について記載している箇所であること、また特定希少鳥獣管理計画についてはすでに原案に記載しており、記述の重複を避ける観点で、原案のとおりとします。	
57	11	14	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	① 希少鳥獣	「さらに、鳥獣保護管理法第2条第7項において、狩猟鳥獣は希少鳥獣以外の鳥獣とされている。しかし、四国山地のツキノワグマのように種としては狩猟鳥獣であるが、地域的に絶滅のおそれが高い鳥獣もいることから、指定要件の検討を行う必要がある。」を本文に追記する。	3	いただいたご意見は個別の種の指定に関するご意見であり、回答致しかねます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
60	11	24	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	② 鳥類における鉛中毒の防止	国を挙げてSDGsを推進している現状で、毒性のある鉛を自然界に拡散させることは早急に規制を設けるべきであると思われる。現にSDGs達成度で世界2位となったデンマークでは既に鉛弾（散弾及びライフル弾）の全面禁止が決まっており、鉛の毒性という事実は国内でもあっても海外であっても同じである。国内の実態把握などと理由を付けている間にも鉛は自然界に拡散しており、移行期間などを考えると鉛規制が現実となった時にはすでに野生動物への影響は手遅れとなってしまうのではないかと？	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
61	11	25	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	② 鳥類における鉛中毒の防止	鉛中毒に関しては10数年前に行われた検討を踏まえた記述とすべきである。	1	原案は鉛中毒に関するこれまでの調査結果等を踏まえた記載であり、原案のとおりとします。	
62	11	35	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	くくりわなにおいては、対象動物をシカ・イノシシに限定し、錯誤捕獲の定義を明確化し、アニマルウェルフェアの観点からくくりわなでの捕獲個体の損傷についても記述すべき。	1	法令が遵守されることは当然であると考えます。 鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲等は科学的に行われていることから原案のとおりとします。	
63	11	36	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	錯誤捕獲された種の個体群や個体への影響、本来の捕獲対象動物の捕獲効率の低下、捕獲従事者等の安全上のリスクや行政コストの増加、アニマルウェルフェア上の問題について追記する。その上で、捕獲従事者に対して錯誤捕獲は避けるべきであることを強く普及啓発し、意識改革をする必要がある旨を追記する。	1	ご意見を踏まえ、P12L8を以下のとおり修正します。 「錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるだけでなく、捕獲等対象種の効率的な捕獲にも有効であることについても普及啓発する必要がある。」と追記します。	○
64	11	36	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	錯誤捕獲にかかわる情報収集に関して、非標的種の地域個体群や生態系への影響を把握し、評価する必要性を加える。	1	錯誤捕獲を防止するため、原案については情報収集に関する記載をしています。 ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
65	11	36	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	「錯誤捕獲の増加が懸念されており」を「錯誤捕獲が増加しており」に修正。	1	クマ類以外の鳥獣も含め、鳥獣全般における錯誤捕獲の増加についての懸念を示す趣旨で記載しているため、原案のとおりとします。	

No.	頁	行	大項目	中項目	小項目	意見概要	件数	回答	修正
66	11	36	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	錯誤捕獲された種の個体群・個体への影響、本来の捕獲対象動物の捕獲効率の低下、捕獲従事者等の安全上のリスクや行政コストの増加、アニマルウェルフェア上の問題について追記してください。その上で、捕獲従事者に対して錯誤捕獲は避けるべきである事を強く普及啓発し意識改革をする必要性がある旨を追記してください。	1	ご意見を踏まえ、P12L8に以下を追記します。 「錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるだけでなく、捕獲等対象種の効率的な捕獲にも有効であることについても普及啓発する必要がある。」	○
67	11	36	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	シカやイノシシの捕獲目的でありながら、「錯誤」としないため中型食肉目などを有害捕獲とする現状は「鳥獣の保護の推進」とは真逆の実態です。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
68	11	37	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	「～安全な放獣が実施できず、事故が発生しているほか、」を「～安全な放獣が実施できず、人身事故及び捕獲個体の損傷が発生しているほか、」に修正する。	1	捕獲にあたっては負傷鳥獣を増やさないような方法等については法令に基づき制限を行っているところです。 いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
69	11	37	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	クマ類やカモシカ等が錯誤捕獲 → 非対象動物（クマ類やカモシカおよびタヌキ、キツネなどの中型獣等）が錯誤捕獲	1	タヌキ、キツネ等の中型獣についても原案の「クマ類やカモシカ等」に含まれていることから、原案のとおりとします。	
70	12	2	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	「都道府県が捕獲者へ錯誤捕獲の防止の必要性や、錯誤捕獲が発生した際に備えた設置上の注意点等について指導を行うにあたり、錯誤捕獲に関する情報を整理したガイドラインを環境省が作成し、サポートを行うこと」に関しての文章を追加する。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
72	12	3	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	錯誤捕獲の防止のために、くくりわなの直径規制について再検討することも重要であるが、錯誤捕獲の防止という観点から言えば、非狩猟鳥獣がくくりわなを踏んでしまうという不可抗力による捕獲よりも、狩猟者の鳥獣判別の技能不足による非狩猟鳥の誤射という錯誤捕獲の方が問題であると思われる。狩猟免許試験の難易度を上げるという方法もあると思われるが、狩猟者の鳥獣判別の技能向上が難しいのならば狩猟鳥を判別の容易な種または雄のみに制限するなどの措置は検討されないのか？ また、狩猟に関する雑誌やノウハウ本などで、非狩猟鳥の誤射や鳥獣の知識等に誤りが散見されるが、これらを放置することは錯誤捕獲の助長に繋がるのではないのか？	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
73	12	3	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	くくりわなの直径規制 → くくりわなの使用および直径規制	1	いただいたご意見は個別の規制に関するご意見であり、回答致しかねます。	
74	12	3	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	くくり罟は錯誤捕獲のみならず、アニマルウェルフェアの観点においてすべての捕獲個体にとって重大な問題です。代替策を求めます。 くくり罟は無差別に捕獲し、生物多様性を減じます。代替策を求めます。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
75	12	6	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	錯誤捕獲個体を適正に放獣するための体制をつくる必要がある	1	原案では「錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前に構築するなどの取組も必要である」と記載しているところです。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
76	12	6	3. 講ずべき措置	(2) 鳥獣の保護の推進	③ 錯誤捕獲の防止	「クマ類やカモシカ等の生息状況を把握し、錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前に構築するなどの取組も必要である。」を「クマ類やカモシカ等の生息状況を把握し、錯誤捕獲がクマ類やカモシカ等の個体群に与える影響の程度を評価し、錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前に構築するなどの取組も必要である。」に修正する。	1	錯誤捕獲を防止するため、原案については情報収集に関する記載をしています。 ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
77	12	25	3. 講ずべき措置	(3) 人材育成		「十分な捕獲技術を持った」を「十分な捕獲技術と鳥獣の保護管理に関する一定の知識を持った」に改める。	1	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「十分な知識及び技術を持った」	○
78	12	27	3. 講ずべき措置	(3) 人材育成		鳥獣の管理を総合的に担う人材の確保を推進して欲しい	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
79	13	30	3. 講ずべき措置	(5) その他	① 外来鳥獣対策の推進	私としましては、ソウシチョウ、ガビチョウを狩猟鳥獣に加えるべきと考えます。そして狩猟圧をかけることで生態系への被害を抑えられるのではと考えます。 また、狩猟のためにコウライキジを放すなどといった外来生物を狩猟のために放鳥する行為にも規制をかけるべきだと思います。	1	いただいたご意見は個別の種の狩猟鳥獣指定に関するご意見であり、回答致しかねます。 また、外来鳥獣の放鳥はすでに基本指針に記載しており、原案のとおりとします。	
80	13	32	3. 講ずべき措置	(5) その他	① 外来鳥獣対策の推進	「許可捕獲において捕獲された外来鳥獣を放獣をしないよう自治体は指導すべき」とあるが、捕獲された外来鳥獣については自治体等が受け入れ窓口を作り、安楽死を含めた処分をすることの必要性も記述すべき。	2	捕獲物の処理等に関する捕獲許可者への指導については基本指針において既に示されており、原案のとおりとします。なお、許可を得て捕獲を行う以上、その処理の責任は許可を得て捕獲する者にあり、自治体等はその処理が適切に行われるように指導する立場であると考えます。	
82	14	4	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出没等における円滑な対応の推進	「安易な餌付けの防止」の「安易な」を削除し、「餌付けの防止」の表現にする。	1	餌付けには、鳥獣の保護増殖のための給餌等が含まれることから、以下のとおり修正します。 「希少種保護等を目的としたものを除く安易な餌付けの防止」	○

No.	頁	行	大項目	中項目	小項目	意見概要	件数	回答	修正
83	14	4	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出 没等における円 滑な対応の推進	出没そのものを減少させる根本療法は分布管理なので、その 由を書き加える。	1	ご意見を踏まえ、P. 8L36を以下のとおり修 文します。 「近年増加している大型獣類の市街地等へ の出没に関しては、人と鳥獣のすみわけを 進めるとともに、状況に応じた追い払いや 捕獲等の対応が必要となる。そのため、こ れらの獣類を市街地等へ出没させないた めの環境管理、周辺住民への情報提供を含む 監視体制の強化が求められる。」	○
84	14	6	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出 没等における円 滑な対応の推進	野生鳥獣の市街地への出没を防ぐためには里地里山の環境管理 も重要であるが、野生鳥獣の市街地への出没は、人工造林 やメガソーラー・風力発電開発などの山林や草地の大規模開 発により野生鳥獣と人の生活圏との緩衝地帯を消滅させてい ることが原因となっているのではないかと	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
85	14	10	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出 没等における円 滑な対応の推進	「出没リスクに応じて住民へ適切に情報提供を」を「出没リ スクに応じて追い払いや捕獲、住民への適切な情報提供を」 に修文する。	3	出没時の対応については、3. (5) ②に 記載されており、原案のとおりとします。	
88	14	12	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出 没等における円 滑な対応の推進	今後、住宅集合地域に侵入する野生動物の増加は十分に予想 されるため、麻酔銃捕獲の技術検討に留まらず、捕獲技術者 の計画的な育成が早急に必要です。	2	出没時の円滑な対応を可能とするための体 制整備・構築には、対応可能な人材育成も 含まれるものと考えており、原案のとおり とします。いただいたご意見は今後の施策 の参考とさせていただきます。	
89	14	12	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出 没等における円 滑な対応の推進	住宅集合地域に侵入するサルは野生由来とは限らないため、 捕獲個体を放獣する場合は慎重に検討するべきで、そのため の手順を示すことが必要であると考えます。	2	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
92	14	12	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出 没等における円 滑な対応の推進	クマを麻酔銃で捕獲し山に帰す目的で使用するために人材の 確保や技術の向上など積極的に進めてほしい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさ せていただきます。	
93	14	15	3. 講ずべき措置	(5) その他	② 鳥獣の市街地出 没等における円 滑な対応の推進	「住居集合地域等における銃猟の実施については…慎重に検 討を進めることが求められる」について、「鳥獣保護管理法 における発砲の制限部分に関する法改正も視野に入れ、現状 に即した対応ができるよう、関係省庁で慎重かつ迅速に検討 を進める」旨を盛り込む。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさ せていただきます。	